

司法書士による 「相続・贈与・成年後見ワストップ^o無料相談会」を開催します

長野県司法書士会及び公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートながの支部は、下記要領にて「相続・贈与・成年後見ワストップ無料相談会」を開催します。

◆日時・場所

- 1 1月17日(火) 午後1時30分から午後4時30分
長野市生涯学習センター
飯田市勤労者福祉センター
- 1 1月18日(水) 午後1時30分から午後4時30分
上田創造館
伊那公民館
- 1 1月19日(木) 午後1時30分から午後4時30分
佐久市市民創練センター
松本商工会館
下諏訪商工会議所会館

◆相談料：無料

◆予約：電話による予約が必要

◆予約先：長野県司法書士会事務局 (TEL：026-232-7492)

◆相談例：生前に土地を整理しておきたい。どのような方法をとったらよいか。

遺言書の保管制度について教えてほしい。

子どもがいない場合、誰が相続人になるのか。遺言を作った方がよいのか。

子ども達が家を相続したくないと言っている。

相続人の中に認知症の人がいるが、遺産分割協議をする方法は？

父が認知症になり通帳の管理ができていない。

◆問合先：長野県司法書士会事務局 (TEL：026-232-7492)

平成30年7月に民法のうち相続法の分野を改正する法律が成立し、令和2年7月10日に改正法の規定が全て施行されるに至りました。今回の改正により、自筆証書遺言の方式の緩和や遺留分制度の見直しがされたほか、遺産分割前の相続人による預貯金の払戻し制度、相続人以外で介護・看護等を行った人の貢献を考慮する制度、相続時の配偶者の居住権を保護する制度及び法務局による自筆証書遺言の保管制度などが新設され、相続に対する市民の関心が高まっています。

また、平成12年に施行された成年後見制度が市民の中に浸透してきており、身内が認知症になり通帳等金銭の管理ができていない、頼れる親族が近くにいないため将来認知症になったら頼れる人がいない、などがきっかけで成年後見制度の利用を検討したいといった相談も増えています。

そこで、相続や贈与に関する各種手続、成年後見制度に対する市民の悩みをワストップで解決できる相談会を2団体が協力して開催することになりました。